# 下水道法に基づく届出事業場リスト (令和6年12月3日現在)

◎ 必ず以下の記載事項を確認し、同意の上でご利用ください。 なお、リストを閲覧した時点で以下の記載事項に同意したものとみなします。

#### 1. このリストに掲載されている事業場

このリストには、下水道法に規定する特定施設を設置している事業場等(以下「特定事業場」という。)で、令和6年12月3日現在、届出されているものを掲載しています。令和6年12月3日までに廃止届を提出した事業場や、令和6年12月4日以後に設置届等を提出した事業場などは、このリストには掲載されていません。なお、武蔵野市では事業場の現状を把握するよう努めておりますが、届出の漏れ、遅れ等により、実際には特定施設が存在するのに届出がされていない場合、既に廃止されているのにリストに残っている場合などもあります。

※ 土壌汚染調査のためのものではありませんので、取扱いにはご注意ください。

#### 2. 特定施設とは

下水道法に規定する「特定施設」とは、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や廃液を排水する施設(第11条の2第2項)として、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法(以下、水濁法等という。)で規定されており、100種類以上の施設が該当します。

なお、「特定施設」の設置等に際しては、事前の届出義務があります。

## 3. 注意事項

- ・ 武蔵野市は、このリストの利用によって発生した直接又は間接の損失、損害等について、一切の責任を 負いません。利用には細心の注意を払ってください。
- ・ 武蔵野市では事業場の現状を把握するよう努めておりますが、届出の漏れ、遅れ等により、実際には特 定施設が存在するのに届出がされていない場合、既に廃止されているのにリストに残っている場合など もあります。
- ・ 所在地は届出を基に住居表示で掲載しています。
- ・特定施設を複数種類設置している場合は、当該事業場の代表的な特定施設の番号を掲載しています。
- ・ 本リストの記載事項に関する質問については、電話等での回答は出来かねますので、窓口でお願いいたします。

## 4. 閲覧場所について

・ このリストは市役所下水道課の窓口でも閲覧できます。

#### 5. お問い合わせについて

武蔵野市環境部下水道課施設管理係

住所:武蔵野市緑町2-2-28 西棟2階

TEL:0422-60-1867(直通)

- ※ 土壌汚染対策等に関しては、武蔵野市環境部環境政策課(TEL:0422-60-1842)にお問い合わせく ださい。
- ※ 水質汚濁防止法に基づく届出事業場については東京都多摩環境事務所環境改善課 (TEL:042-525-4771) にお問い合わせください。

## 水質汚濁防止法に規定する特定施設

番号	名称			
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			
	イ 選鉱施設   ロ 選炭施設			
	ロ 選炭施設   ハ 坑水中和沈でん施設			
	ニ 掘削用の泥水分離施設			
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			
	イ 豚房施設 (豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)			
	ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)			
2	ハ 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			
2	イ 原料処理施設			
	ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)			
	ハ湯煮施設			
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設			
	イ 水産動物原料処理施設   ロ 洗浄施設			
	ハ 脱水施設			
	ニース過施設			
	· 小 湯煮施設			
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設			
	ロー・洗浄施設			
	ハ 圧搾施設			
	二、湯煮施設			
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、			
	次に掲げるもの イ 原料処理施設			
	ロー・洗浄施設			
	ハ湯煮施設			
	二 濃縮施設			
	ホ 精製施設   へ ろ過施設			
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設			
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			
	イー原料処理施設			
	ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。)   ハ ろ過施設			
	ハーク過施設   ニー分離施設			
	ホ 精製施設			
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう			
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機			
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			
	イ 原料処理施設   ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)			
	ハー搾汁施設			
	ニース過施設			
	ホ 湯煮施設   へ 蒸留施設			
11	************************************			
11	動物ポード は1 機員   1     1			
	口 洗浄施設			
	ハ 圧搾施設			
	ニ 真空濃縮施設   ホ 水洗式脱臭施設			
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			
12	イ 原料処理施設			
	口 洗浄施設			
	ハ 圧搾施設   - 公離施設			
1.0	ニー 分離施設			
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設			
	口 洗浄施設			
	ハ 分離施設			

番号	名称				
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				
	イ 原料浸せき施設				
	ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)				
	ハ 分離施設				
15					
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設				
	ローろ過施設				
	ハ精製施設				
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設				
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設				
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設				
18の 2	2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設				
	ロー湯煮施設				
	ハ 洗浄施設				
180 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				
	イ 水洗式脱臭施設 ************************************				
10	ロ 洗浄施設 はままれば無利用の割りませたとはおこれの円に供えておれて、 マーかに関ばてよの				
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの   イ まゆ湯煮施設				
	ロー副蚕処理施設				
	ハ 原料浸せき施設				
	ニ 精練機及び精練そう   ホ シルケット機				
	ト、染色施設				
	チ薬液浸透施設				
	リーのり抜き施設 				
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				
	イ 洗毛施設				
21	ロ 洗化炭施設 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				
21	化子繊維製垣未の用に供する旭畝であるで、外に拘けるもの   イー湿式紡糸施設				
	ロリンター又は未精練繊維の薬液処理施設				
	ハの原料回収施設				
210 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー				
21 Ø 3 21 Ø 4	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				
21074	ハーティクルホート級垣来の用に供する旭畝であると、仏に掲げるもの				
	ロ接着機洗浄施設				
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				
	イ 湿式バーカー				
- 00	ロ 薬液浸透施設 パース 変形 大変 の 一				
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの   イ 原料浸せき施設				
	ロ 湿式バーカー				
	ハ 砕木機 <del>** 471/ </del>				
	ニ 蒸解施設   ホ 蒸解廃液濃縮施設				
	へ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設				
	ト 漂白施設				
	サー・沙紙施設(抄造施設を含む。)				
	リ セロハン製膜施設   ヌ 湿式繊維板成型施設				
	ル 廃ガス洗浄施設				
2200	新聞業 中断業 印刷業取け制版業の用に供える拡張でもって カルフサバフェの				
23の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設				
	ロー自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設				
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの				
	イ ろ過施設				
	ロ 分離施設				
	二年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年				
	ホ 湿式集じん施設				

番号	<b>名</b> 称
25	(削除)
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ト 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 へ クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリプテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、 静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設

番号	名称
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 廃酸分離施設
	ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化
31	学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用
	に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 洗浄施設
	ロー分離施設
	ハ ろ過施設
	ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設
	のうち、蒸留施設
	へ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 トースソプロピルアルコール制体控制のうち、酸又はアルカリによる処理施設
	ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
	リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び
	蒸留施設
	ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
	ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
	ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
	カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
	ョ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 磨ガス洗浄施設
	ター廃ガス洗浄施設
0.0	了以) 制件来办田区供入了长期之上。
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設
	口塩析施設
38O 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを
	除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 脱酸施設   ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 洗浄施設
	口抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの   イ 原料処理施設
	ロ石灰づけ施設
	ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設   ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イー水洗施設
	ロース過施設
	ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
41	広楽前袋垣裏の用に供する施設であって、鉄に物けるもの   イ 動物原料処理施設
	ロース過施設
	八 分離施設
	ニ 混合施設(水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。   以下同じ。)
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
48	農薬製造業の用に供する混合施設
50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
	TO A TOTAL OF THE BOTH A LOUGH A COUNTY OF THE A COUNTY OF THE BOTH AND THE BOTH AN

番号	名称			
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設			
	二 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設			
510 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設			
51 <i>0</i> 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供する ラテックス成形型洗浄施設			
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設			
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設			
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)			
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント			
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設			
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設			
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設			
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設			
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設			
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるものイ タール及びガス液分離施設ロ ガス冷却洗浄施設ハ 圧延施設ニ 焼入れ施設ホ 湿式集じん施設			
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 へ 湿式集じん施設			
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設			
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設			
63Ø3 64	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)			
640 2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設			
	デーラル型がBIA			

番号	名称				
65	酸又はアルカリによる表面処理施設				
66	電気めっき施設				
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)				
66の 3	旅館業 (旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法 (平成29年法律第65号) 第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの(注1)イ ちゅう房施設ロ 洗濯施設ハ 入浴施設				
66の 4	共同調理場 (学校給食法 (昭和29年法律第160号) 第6条に規定する施設をいう。以下同じ。) に設置される				
0019 1	ちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500平方メートル未満の 事業場に係るものを除く。)				
66の 5 	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを  除く。)				
66Ø 6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル 未満の事業場に係るものを除く。)				
66の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)				
66Ø 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客に ダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除 く。)				
67	洗濯業の用に供する洗浄施設				
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設				
68O 2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるものイ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設				
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設				
69 <i>0</i> ) 2	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場				
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定する ものをいう。)				
70の 2 	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)				
71	自動式車両洗浄施設				
7102	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの(注2)に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設				
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するもの をいう。)である焼却施設				
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に 掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号 まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者 (同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条 の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が 設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設				
71の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除 く。)				
71の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除 く。)				
72	し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)				
	The state of the s				

番号	名称		
73	下水道終末処理施設		
74	特定事業場から排出される水 (公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設 (前2号に掲げるものを除く。)		

#### (注1) 下水道法上の取扱い

届出及び下水排除の制限等に関しては、特定施設から除かれます。ただし、入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限り ではありません。

## (注2) 環境省令で定めるもの

- 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案 若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。)
- 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、 各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 保健所
- 6 検疫所
- 動物検疫所
- 8 植物防疫所
- 9 家畜保健衛生所
- 10 検査業に属する事業場
- 11 商品検査業に属する事業場
- 12 臨床検査業に属する事業場
- 13 犯罪鑑識施設

武蔵野市環境部下水道課

事業場No	事業場名	所在地	特定施設番号
1003	株式会社紀の国屋	吉祥寺本町3-7-3	4
1005	伊勢屋製菓	緑町1-4-9	8
1007	平沢製餡	吉祥寺東町1-25-19	8
1010	山本製麺店	緑町1-5-24	16
1012	丸八製麺店	吉祥寺北町4-13-1	16
1017	恵比寿屋	西久保2-2-14	17
1028	相原光学レンズ製作所	西久保3-10-4	53
1029	井口建材工業	八幡町3-8-5	55
1030	昭和金属興業	中町1-39-7	65
1034	三共ドライクリーニング	関前2-3-13	67
1044	中島ランドリー	西久保2-15-31	67
1047	せいせん舎	西久保2-28-2	67
1050	クリーニングチェリー	西久保3-8-5	67
	大和クリーニング	西久保3-5-11	67
1051			
1056	ホシノクリーニング	中町3-5-9	67
1072	富士屋クリーニング	吉祥寺本町4-3-15	67
1074	ファションクリーニング中村	吉祥寺本町4-27-3	67
1075	光栄舎	吉祥寺東町1-9-6	67
1076	白洗社クリーニング	吉祥寺東町3-20-8	67
1097	小田急バス株式会社吉祥寺営業所	吉祥寺南町3-1-6	71
1098	関東バス株式会社武蔵野営業所	緑町 - -	71
1100	東京都多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センター	西久保3-1-22	71の2・イ
1103	成蹊学園工学部	吉祥寺北町3-3-1	71の2・イ
1106	吉祥寺東急REIホテル	吉祥寺南町1-6-3	66の3・イ
1107	吉祥寺エクセルホテル東急	吉祥寺本町2-4-14	66の3・イ
1108	武蔵野給食センター	関前3-5-9	66の5
1109	武蔵野市北町調理場	吉祥寺北町4-11-30	66の4
1111	東京都境浄水場	関前 I -8-37	64の2
1113	吉祥寺マザーショップ	吉祥寺北町3-5-20	67
1119	白木屋クリーニング	吉祥寺東町2-10-1	67
1120	ドライクリーニングパール	吉祥寺東町2-38-15	67
1121	染工房菊	御殿山2-15-4	67
1122	青山クリーニング	中町1-23-5	67
1123	武蔵野市第一浄水場	吉祥寺北町4-11-46	64の2
1126	クリーニングショップふじ	関前5-15-14	67
1127	にしはらクリーニング	中町3-25-26	67
1134		関前5-19-13	71
		中町1-14-5	
1135	株式会社松屋フーズ	' -	66 <i>0</i> 5
1136	トヨタモビリティ東京株式会社吉祥寺店	吉祥寺本町1-33-11	71
1137	トヨタモビリティ東京株式会社武蔵野関前店	関前4-9-2	71
1504	石井豆腐店	境1-9-9	17
1516	オリッククリーニング	境2-2-13	67
1519	有限会社大沸	境2-5-6	67
1523	富士クリーニング商会	境南町1-21-17	67
1524	鈴木クリーニング	境南町2-17-3	67
1530	クリーニングショップたかはし	境南町3-4-4	67
1531	武蔵野赤十字病院	境南町1-26-1	68 <i>0</i> 2
1533	有限会社杉商	境5-24-17	71
1536	日本獣医生命科学大学第1校舎	境南町1-7-1	71の2・イ
1537	日本獣医生命科学大学第2校舎	境2-27-5	71の2・イ
1539	武蔵野市桜堤調理場		66の4
1542	武蔵野市第二浄水場	桜堤1-6-6	64の2
1544	旭クリーニング店	境南町5-9-6	67
1703	NTT武蔵野研究開発センタ	緑町3-9-11	71の2・イ
1704	武蔵野市クリーンセンター	緑町3-I-5	71の3